



鳥取県公報

平成12年7月21日(金)

号外第68号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（税務課）…… 4
- 鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例（健康対策課）…………… 9
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（職員課）…………… 9
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）……………17
- 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（福祉保健課）……………19
- 鳥取県環境衛生営業審議会条例の一部を改正する条例（県民生活課）……………23
- 鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（観光課）……24
- ◇ 告 示 課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書（税務課）……………26

—— 公布する条例のあらまし ——

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例

- 1 次の条例を廃止し、これらの条例による課税免除又は不均一課税に相当する措置をこの条例において定めることとした。
 - (1) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例
 - (2) 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例
 - (3) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例
 - (4) 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例
 - (5) 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例
 - (6) 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例
 - (7) 中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例
- 2 1の(3)に相当する措置については、過疎地域活性化特別措置法に定める過疎地域における措置に代わって、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域における事業税及び不動産取得税の課税免除について定めることとした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例

- 1 目的（第1条関係）

この条例は、被爆者が介護保険サービスを利用した場合に負担する利用者負担額に対して助成することにより、被爆者の福祉の向上を図ることを目的とすることとした。
- 2 定義（第2条関係）
 - (1) この条例において「被爆者」とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する被爆者をいうこととした。

(2) この条例において「介護保険サービス」とは、介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスをいうこととした。

3 助成金の支給（第3条関係）

県は、1の目的を達成するため、介護保険サービスに係る利用者負担額を負担する被爆者に対し、予算の範囲内で助成金を支給することとした。

4 助成金の額（第4条関係）

助成金の額は、介護保険サービスに係る利用者負担額に相当する額以下とすることとした。

5 その他（第5条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日以降に介護保険サービスを利用した場合に負担する利用者負担額について適用することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 定年前早期退職者に対する退職手当の特例の改正

年齢50年以上であり、かつ、勤続期間が20年以上である者が、定年に達する日から6月前までに勧奨により退職することとなった場合等の退職手当の算定の基礎となる給料月額の特例を次のとおりとすることとした。（第4条、第5条関係）

給料月額に次の表の年数の欄に掲げる定年と退職の日における年齢との差に相当する年数の区分に応じ、同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額

年数	割 合	
	この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間	平成15年4月1日以降
1年	100分の102	100分の102
2年	100分の104	100分の104
3年	100分の106	100分の106
4年	100分の108	100分の108
5年	100分の110	100分の110
6年	100分の113	100分の112
7年	100分の116	100分の114
8年	100分の119	100分の116
9年	100分の122	100分の118
10年	100分の125	100分の120
11年から15年まで	100分の125	100分の120

2 その他

所要の規定の整備をすることとした。

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 自動車税に関する事項（第116条関係）

(1) 課税免除の対象となる自動車として次のものを明記することとした。

ア 第1種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園又は通学等の用に供する自動車

イ 母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

ウ 財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する一定の自動車

エ 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

オ 地方バス路線維持費補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が運行の用に供する一定のバス

(2) 課税免除の対象となる自動車に小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車を加えることとした。

2 自動車取得税に関する事項（第135条の4関係）

課税免除の対象に次の自動車の取得を加えることとした。

(1) 第1種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園又は通学等の用に供する自動車

(2) 母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

(3) 財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する一定の自動車

(4) 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(5) 小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、農地法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

1 完了検査

知事は、工事の完了の届出があったときは、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しているかどうかについて検査を行うこととした。（第18条の2関係）

2 適合調査等

知事は、必要があると認めるときは、特定公共的施設を設置し、又は管理する者に対し、当該特定公共的施設が整備基準に適合しているかどうかについての調査の報告、改善計画の届出を求め、必要な指導又は助言をすることができることとした。（第18条の3関係）

3 公共車両等の整備等

公共車両等、公共工作物及び住宅についても、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備等に努めることとした。（第22条、第22条の2、第22条の3関係）

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとし、1から3までの内容及び5(2)による改正後の内容は、平成13年1月1日から適用することとした。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定について、所要の規定の整備を行

うこととした。

- (3) この条例の施行後5年以内に、改正後の条例の内容及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。

◇鳥取県環境衛生営業審議会条例の一部を改正する条例

- 1 根拠法の名称を「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」から「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改めることとした。(第1条関係)
- 2 審議会の名称を「鳥取県環境衛生営業審議会」から「鳥取県生活衛生営業審議会」に、根拠法の名称を「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」から「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改めるとともに、「環境衛生関係営業者」の用語を「生活衛生関係営業者」に改めることとした。(第1条、第2条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成13年1月6日から施行することとした。

◇鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 展望室及び展示室について夜間利用を廃止することとした。(別表関係)
- 2 映像シアターを専用利用のための施設とし、その利用料を次のとおり定めることとした。(別表関係)

午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
2,600円	5,200円	6,500円	12,900円

- 3 この条例は、平成12年10月1日から施行することとした。

条 例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第61号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号。以下「低工法」という。)、新産業都市建設促進法(昭和37年法律第117号。以下「新産法」という。)、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。)、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号。以下「輸入促進法」という。)、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。)及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。)に定める目的の達成に資するため、地方

税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除）

第2条 低工法第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区（以下「開発地区」という。）内において、低開発地域工業開発促進法施行令（昭和37年政令第36号）第3条第1号に規定する設備（以下この条において「設備」という。）を新設し、又は増設した者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

（1） 事業税 設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして低開発地域工業開発促進法施行令第3条第1号の額の計算に関する省令（昭和37年自治省令第12号）の規定により計算した額に対して課する額

（2） 不動産取得税 設備である家屋及びその敷地である土地の取得（低工法第2条第1項の規定による開発地区の指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額

（農村地域工業等導入地区における県税の課税免除）

第3条 農工法第5条第1項又は第2項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）において定められた同条第3項第1号に規定する工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号。以下「農工法省令」という。）第1条第1項に規定する地区内において、農工法省令第3条第1号に規定する対象設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

（1） 事業税 農工法省令第3条第1号に規定する設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして農工法省令第4条の規定により計算した額に対して課する額

（2） 不動産取得税 農工法省令第3条第2号に規定する家屋及びその敷地である土地の取得（農工法第5条第1項又は第2項の規定により実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額

（過疎地域における県税の課税免除）

第4条 過疎法第2条第1項の規定による過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

（1） 事業税 過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして過疎法省令第2条の規定により計算した額に対して課する額

（2） 不動産取得税 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（過疎法第2条第2項の規定による内閣総理大臣の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する額

2 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに対し、その者の所得金額（過疎法第2条第2項の規定による内閣総理大臣の公示の日の属する年以後の所得金額に限る。）については、事業税を課さない。ただし、この課税免除は、課税免除をした最初の年度以降5年度の間に限る。

(新産業都市の区域における不動産取得税の不均一課税)

第5条 新産法第3条第4項の規定により新産業都市の区域として指定された区域(以下「新産業都市の区域」という。)内において、新産業都市建設促進法施行令(昭和37年政令第304号)第7条に規定する期間内に、同条に規定する設備(以下この条において「設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、その新設し、又は増設した設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地の取得(新産法第3条第4項の規定による新産業都市の区域の指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(昭和29年条例第26号。以下「県税条例」という。)第62条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(地方拠点都市地域の拠点地区における不動産取得税の不均一課税)

第6条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「分権法」という。)第452条の規定による改正前の地方拠点法(以下「旧地方拠点法」という。)第8条第1項に規定する承認基本計画(以下「承認基本計画」という。)に係る拠点地区(以下「承認拠点地区」という。)内において、当該承認基本計画に係る旧地方拠点法第6条第6項の規定による承認の日(以下「承認日」という。)から起算して5年(当該期間内に承認拠点地区に該当しないこととなった地区については、当該承認日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等を定める省令(平成5年自治省令第20号。以下「地方拠点法省令」という。)第3条第1項に規定する教養文化施設等(以下「教養文化施設等」という。)を設置した者に対しては、当該教養文化施設等の用に供する家屋(当該教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(承認日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下この条において同じ。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第62条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 地方拠点法第34条に規定する認定計画に係る地方拠点法第33条第1項の規定による認定の日(以下「認定日」という。)から起算して5年(当該期間内に承認基本計画に係る地方拠点法第6条第3項の拠点地区(以下「業務拠点地区」という。)に該当しないこととなった地区については、当該認定日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、当該認定計画に従って地方拠点法第33条第1項に規定する過度集積地域内にある地方拠点法第2条第3項に規定する産業業務施設(以下「産業業務施設」という。)を業務拠点地区に移転した地方拠点法第34条に規定する認定事業者に対しては、当該移転により当該業務拠点地区内において設置した産業業務施設で地方拠点法省令第2条に規定するものの用に供する家屋(当該産業業務施設の用に供する部分に限る。)又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第62条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税)

第7条 輸入促進法第5条第1項に規定する地域輸入促進計画(分権法第344条の規定による改正前の輸入促進法第5条第8項の規定による承認を受けたものに限る。)に係る同条第10項の規定による公表の日(以下この条において「公表日」という。)から5年を経過する日までの期間内に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第15条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第32号)第2条第1項に規定する施設(以下「輸入促進施設」という。)を設置した者に対しては、当該輸入促進施設の用に供する家屋(当該輸入促進施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地と

する当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第62条の規定にかかわらず、100の0.4とする。

(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)

第8条 中心市街地法第6条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日(その日が平成12年3月31日前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。)から起算して3年以内に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成11年自治省令第9号)第2条第1項に規定する商業基盤施設(以下「商業基盤施設」という。)を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第62条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第9条 第2条、第3条又は第4条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、第2条若しくは第3条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日から30日以内に、知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 事業の種類及び製品名
- (3) 事業計画
- (4) 対象設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格
- (5) その他参考となるべき事項

2 第4条第2項の規定により事業税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の属する年の3月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 個人又はその同居の親族の労力によって畜産業又は水産業を行った日数の合計及び当該事業の当該年における延べ労働日数
- (4) その他参考となるべき事項

3 知事は、前2項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第10条 第5条から第8条までの規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第5条の規定による不均一課税 同条に規定する設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日
- (2) 第6条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を教養文化施設等又は産業業務施設の用に供することとなった日
- (3) 第7条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を輸入促進施設の用に供することとなった日
- (4) 第8条の規定による不均一課税 家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供することとなつ

た日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 第5条に規定する設備（以下この項において「対象設備」という。）に係る工場用の建物若しくは第6条から第8条までに規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地
- (3) 対象設備又は対象家屋の取得価額
- (4) 対象設備、対象家屋又は対象土地の取得年月日
- (5) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

（虚偽の届出者等に対する措置）

第11条 正当な理由がなく、第9条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第9条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条から第8条までの不均一課税の規定は、適用しないものとする。

（特例措置が競合する場合における規定の適用等）

第12条 第2条から第8条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第9条又は第10条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

2 第2条又は第5条の規定により、課税免除又は不均一課税の適用を受ける者については、鳥取県工場設置促進条例（昭和42年鳥取県条例第4号）の規定は、適用しない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和38年鳥取県条例第21号）
- (2) 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和41年鳥取県条例第35号）
- (3) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年鳥取県条例第49号）
- (4) 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和47年鳥取県条例第3号）
- (5) 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例（平成6年鳥取県条例第1号）
- (6) 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例（平成9年鳥取県条例第21号）
- (7) 中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例（平成12年鳥取県条例第4号）

（経過措置）

3 第4条の規定は、平成12年4月1日から適用する。

4 第4条第1項の規定の適用を受ける者であつて、平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供したものに係る第9条第1項の届出書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日とする。

5 旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業又は旅館業の用に供する設備を平成12年3月31日以前に新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の前日に、附則第2項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定によりなされた届

出その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例をここに公布する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第62号

鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例

(目的)

第1条 この条例は、被爆者が介護保険サービスを利用した場合に負担する利用者負担額に対して助成することにより、被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者をいう。
- (2) 介護保険サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第6項に規定する訪問介護、同条第11項に規定する通所介護、同条第13項に規定する短期入所生活介護及び同条第21項に規定する介護福祉施設サービスをいう。

(助成金の支給)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、介護保険サービスに係る利用者負担額を負担する被爆者に対し、予算の範囲内で助成金を支給する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、介護保険サービスに係る利用者負担額に相当する額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日以降に介護保険サービスを利用した場合に負担する利用者負担額について適用する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第63号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「削除条項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた表を加える。

改 正 後	改 正 前																																																											
<p>(普通退職の場合の退職手当)</p> <p>第3条 <u>1年以上25年未満勤続して退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退 職 者</th> <th style="text-align: center;">年 数</th> <th style="text-align: center;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19" style="vertical-align: top;"> 傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下この表において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの </td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年</td> <td style="text-align: center;">100分の120</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">100分の180</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4年</td> <td style="text-align: center;">100分の240</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">100分の300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年</td> <td style="text-align: center;">100分の450</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7年</td> <td style="text-align: center;">100分の525</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8年</td> <td style="text-align: center;">100分の600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9年</td> <td style="text-align: center;">100分の675</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">100分の750</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11年</td> <td style="text-align: center;">100分の888</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12年</td> <td style="text-align: center;">100分の976</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13年</td> <td style="text-align: center;">100分の1,064</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14年</td> <td style="text-align: center;">100分の1,152</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15年</td> <td style="text-align: center;">100分の1,240</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16年</td> <td style="text-align: center;">100分の1,328</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17年</td> <td style="text-align: center;">100分の1,416</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18年</td> <td style="text-align: center;">100分の1,504</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19年</td> <td style="text-align: center;">100分の1,592</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="vertical-align: top;"> 勤続期間が20年未満である自己都合退職者及び次条第1項又は第5条第1項の規定に該当する者を除き、退職した者 </td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年</td> <td style="text-align: center;">100分の200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">100分の300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4年</td> <td style="text-align: center;">100分の400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">100分の500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6年</td> <td style="text-align: center;">100分の600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7年</td> <td style="text-align: center;">100分の700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8年</td> <td style="text-align: center;">100分の800</td> </tr> </tbody> </table>	退 職 者	年 数	割 合	傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下この表において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの	1年	100分の60	2年	100分の120	3年	100分の180	4年	100分の240	5年	100分の300	6年	100分の450	7年	100分の525	8年	100分の600	9年	100分の675	10年	100分の750	11年	100分の888	12年	100分の976	13年	100分の1,064	14年	100分の1,152	15年	100分の1,240	16年	100分の1,328	17年	100分の1,416	18年	100分の1,504	19年	100分の1,592	勤続期間が20年未満である自己都合退職者及び次条第1項又は第5条第1項の規定に該当する者を除き、退職した者	1年	100分の100	2年	100分の200	3年	100分の300	4年	100分の400	5年	100分の500	6年	100分の600	7年	100分の700	8年	100分の800	<p>(普通退職の場合の退職手当)</p> <p>第3条 <u>次条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>
退 職 者	年 数	割 合																																																										
傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条並びに附則第29項及び第30項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（以下この表において「自己都合退職者」という。）で、勤続期間が20年未満のもの	1年	100分の60																																																										
	2年	100分の120																																																										
	3年	100分の180																																																										
	4年	100分の240																																																										
	5年	100分の300																																																										
	6年	100分の450																																																										
	7年	100分の525																																																										
	8年	100分の600																																																										
	9年	100分の675																																																										
	10年	100分の750																																																										
	11年	100分の888																																																										
	12年	100分の976																																																										
	13年	100分の1,064																																																										
	14年	100分の1,152																																																										
	15年	100分の1,240																																																										
	16年	100分の1,328																																																										
	17年	100分の1,416																																																										
	18年	100分の1,504																																																										
	19年	100分の1,592																																																										
勤続期間が20年未満である自己都合退職者及び次条第1項又は第5条第1項の規定に該当する者を除き、退職した者	1年	100分の100																																																										
	2年	100分の200																																																										
	3年	100分の300																																																										
	4年	100分の400																																																										
	5年	100分の500																																																										
	6年	100分の600																																																										
	7年	100分の700																																																										
	8年	100分の800																																																										

9年	100分の900
10年	100分の1,000
11年	100分の1,110
12年	100分の1,220
13年	100分の1,330
14年	100分の1,440
15年	100分の1,550
16年	100分の1,660
17年	100分の1,770
18年	100分の1,880
19年	100分の1,990
20年	100分の2,100
21年	100分の2,220
22年	100分の2,340
23年	100分の2,460
24年	100分の2,580

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割 合
1 1年以上20年未満勤続して勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの(以下この表において「移転退職者」とい	1年	100分の125
	2年	100分の250
	3年	100分の375
	4年	100分の500
	5年	100分の625
	6年	100分の750

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項、第5条第1項及び第2項並びに附則第29項及び第30項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
- (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第1号)第2条の規定により退職した者(同条例第4条第1項の期限若しくは同条例第2項の規定により延長された期限の到来又は同条例第5条第1項の任期若しくは同条例第2項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。次条において同じ。)又はその者の非違によることなく勤奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。))又は勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の

う。)	7年	100分の875
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であつて次に掲げるもの	8年	100分の1,000
	9年	100分の1,125
	10年	100分の1,250
(1) 移転退職者	11年	100分の1,387.5
(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)第2条の規定により退職した者(同条例第4条第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同条例第5条第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。次条において同じ。)	12年	100分の1,525
	13年	100分の1,662.5
	14年	100分の1,800
	15年	100分の1,937.5
	16年	100分の2,075
	17年	100分の2,212.5
	18年	100分の2,350
	19年	100分の2,487.5
	20年	100分の2,625
	21年	100分の2,775
	22年	100分の2,925
	23年	100分の3,075
	24年	100分の3,225
(3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの	25年	100分の3,375
	26年	100分の3,525
	27年	100分の3,675
	28年	100分の3,825
	29年	100分の3,975
	30年	100分の4,125
(4) 通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職した者	31年 以上	100分の4,125に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の125を加算した割合
(5) 死亡(公務上の死亡を除く。)により退職した者		
(6) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者((1)から(5)までに該当する者を除く。)		
3 25年以上勤続して退職した者(次条第1項の規定に該当する者を除く。)		

給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分

2 前項の基礎月額、同項の表2の項(3)に掲げる者であって、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成12年鳥取県条例第63号)の施行の日(次条第2項において「施行日」という。)から平成15年3月31日までの間において定年に達する日から6月前までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。

年 数	割 合
1年	100分の102
2年	100分の104
3年	100分の106
4年	100分の108
5年	100分の110
6年	100分の113
7年	100分の116
8年	100分の119
9年	100分の122
10年から15年まで	100分の125

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年数	割 合
1 1年以上25年未満勤続して退職した者であつて次に掲げるもの (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずる場合において、任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき勸奨を受け、又はその意に反し退職した者(以下この表において「整理退職者」という。) (2) 公務上の傷病又は死亡により退職した者	1年	100分の150
	2年	100分の300
	3年	100分の450
	4年	100分の600
	5年	100分の750
	6年	100分の900
	7年	100分の1,050
	8年	100分の1,200
	9年	100分の1,350
	10年	100分の1,500
	11年	100分の1,665
	12年	100分の1,830
	13年	100分の1,995
	14年	100分の2,160
	15年	100分の2,325
	16年	100分の2,490

の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずる場合において、任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき、勸奨を受け若しくはその意に反し退職した者、25年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(以下この表において「公務傷病退職者等」という。)	17年	100分の2,655	
	18年	100分の2,820	
	19年	100分の2,985	
2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるもの	20年	100分の3,150	
	21年	100分の3,330	
	22年	100分の3,510	
	(1) 整理退職者	23年	100分の3,690
	(2) 公務傷病退職者等	24年	100分の3,870
	(3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの	25年	100分の4,050
		26年	100分の4,230
	27年	100分の4,410	
	28年	100分の4,590	
	29年	100分の4,770	
(4) 職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者	30年	100分の4,950	
(5) 通勤による傷病により退職した者	31年	100分の4,950に	
(6) 死亡により退職した者((2)に該当する者を除く。)	以上	勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の150を加算した割合	
(7) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者((1)から(6)までに該当する者を除く。)			

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の150

2 前項の基礎月額は、同項の表2の項(1)から(3)までに掲げる者であって、定年に達する日から6月前までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものにあつては、退職の日におけるその者の給料月額に次の表の年数の欄に掲げる退職の日におけるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とし、その他の者にあつては、退職の日におけるその者の給料月額とする。

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。

年 数	割 合	
	施行日から平成15年3月31日までの間に退職した者に	平成15年4月1日以降に退職した者に

	適用されるもの	
1年	100分の102	100分の102
2年	100分の104	100分の104
3年	100分の106	100分の106
4年	100分の108	100分の108
5年	100分の110	100分の110
6年	100分の113	100分の112
7年	100分の116	100分の114
8年	100分の119	100分の116
9年	100分の122	100分の118
10年から15年まで	100分の125	100分の120

(退職手当の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第3条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項又は第5条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者）については、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第3条又は第5条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第5条の2 前条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の最高限度額)

第7条 第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

附 則

1～3 略

4 適用日の前日に在職する職員（鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和33年12月鳥取県条例第49号。以下「条例第49号」という。）附則第2項各号列記以外の部分に規定する職員については、条例第49号附則第3項に規定する職員に限る。）が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第3条から第5条の2まで及び第7条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項又は第5条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者）については、鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和29年3月鳥取県条例第6号）附則第18項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第3条第1項又は第5条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいず

(2) 略
5～16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条まで、第7条、条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において例による附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第3条から第5条まで、第7条及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

18～28 略

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第7条の規定にかかわらず、第3条から第5条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。

30及び31 略

れが多い額

(2) 略
5～16 略

17 昭和29年2月28日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第15項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は他の公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条の2まで、第7条、条例第36号による改正前の第12条第2項及び附則第19項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第19項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職した者については、当該割合とその者に係る附則第19項において例による附則第17項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項並びに条例第36号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) 略

18～28 略

29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者（条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、第7条の規定にかかわらず、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。

30及び31 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に退職した者に対する退職手当の額については、なお従前の例による。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第64号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第116条 次の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設</u></p> <p><u>イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設</u></p> <p><u>ウ 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設</u></p> <p><u>エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設</u></p> <p>(8) <u>鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）第2条第2項に規定する小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車</u></p> <p>(9) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車</u></p> <p>(10) <u>財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する自動車（レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。）</u></p>	<p>（自動車税の課税免除）</p> <p>第116条 次の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第7号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>公益のために直接専用する自動車</u></p>

(11) 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(12) 地方バス路線維持のために政府が交付する路線維持費に係る補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスのうち知事が別に定める基準を満たすもの

(自動車取得税の課税免除)

第135条の4 次の各号の一に該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第9号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) 略

(5) 社会福祉法第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設

ウ 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設

(6) 鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例第2条第2項に規定する小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

(7) 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

(8) 財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する自動車(レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。)

(9) 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(自動車取得税の課税免除)

第135条の4 次の各号の一に該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第116条の規定は、平成12年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成11年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第3条 新条例第135条の4の規定は、平成12年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第65号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項の表示（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 前文 第1章及び第2章 略 第3章 <u>公共的施設等の整備（第12条—第22条の3）</u> 第4章 略 附則 （定義） 第2条 略 2 略 3 <u>この条例において「公共車両等」とは、一般旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶をいう。</u> 4 <u>この条例において「公共工作物」とは、案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。</u> 5 <u>この条例において「公共的施設等」とは、公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。</u> （県及び市町村の責務） 第3条 略 2 <u>県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を率先して講ずるものとする。</u> 3 略 4 <u>市町村は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等</u> を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするた	目次 前文 第1章及び第2章 略 第3章 <u>公共的施設の整備（第12条—第22条）</u> 第4章 略 附則 （定義） 第2条 略 2 略 （県及び市町村の責務） 第3条 略 2 略 3 <u>県及び市町村は、自ら設置し、又は管理する公共的施設</u> を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにす

めの措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

3 事業者は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された公共的施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(県民の責務)

第5条 略

2 略

3 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された公共的施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(施策の基本方針)

第6条 県は、高齢者等の活動の機会が幅広く確保されるよう、高齢者等の福祉に関する計画その他高齢者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) 略

(2) 高齢者等が、自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう公共的施設等の整備を推進すること。

(広報活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

(福祉教育の推進)

第7条の2 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者等に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(支援措置等)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。

2 略

第3章 公共的施設等の整備

(整備基準への適合等)

第13条 略

2 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設について、整備基準への適合状況を把握し、整備基準に適合させるようその整備に努めなければならない。

3 公共的施設の新築等をしようとする者又は公共的施設を設置し、若しくは管理する者は、高齢者等が安全

るための措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

(県民の責務)

第5条 略

2 略

3 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(施策の基本方針)

第6条 県は、高齢者等の活動の機会が幅広く確保されるよう、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) 略

(2) 高齢者等が、自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう公共的施設の整備を推進すること。

(広報活動、教育活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動、教育活動等を推進するものとする。

(支援等)

第11条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

2 略

第3章 公共的施設の整備

(整備基準への適合)

第13条 略

かつ快適に当該公共的施設を利用できるよう配慮しなければならぬ。

(工事の完了の届出)

第18条 略

(完了検査)

第18条の2 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

(特定公共的施設の適合調査等)

第18条の3 知事は、必要があると認めるときは、特定公共的施設を設置し、又は管理する者（以下「特定公共的施設の設置者等」という。）に対し、当該特定公共的施設が整備基準に適合しているかどうかの調査を実施し、その結果を報告することを求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、特定公共的施設の設置者等に対し、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるための計画（以下「改善計画」という。）を作成し、届け出を求めすることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、特定公共的施設の設置者等に対し、第1項の調査又は前項の改善計画について、指導及び助言をすることができる。

(公共車両等の整備)

第22条 公共車両等を所有し、又は管理する者（以下「公共車両等の所有者等」という。）は、当該公共車両等について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者等に対し、当該公共車両等の整備の状況その他必要な事項について報告を求めすることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者に対し、前項の規定による報告について、指導及び助言をすることができる。

(公共工作物の整備)

第22条の2 公共工作物を所有し、又は管理する者（以下「公共工作物の所有者等」という。）は、当該公共工作物について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、公共工作物の所有者等に対し、当該公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めすることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、公共工作物の所有者等に対し、前項の規定による報告について、指

(工事の完了の届出)

第18条 略

(既存特定公共的施設の整備基準への適合)

第22条 この章の施行の際現に存する特定公共的施設（現に新築等の工事中のものを含む。）を設置し、又は管理する者は、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

導及び助言をすることができる。

(住宅への配慮)

第22条の3 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるように配慮するよう努めなければならない。

2 住宅を供給する者は、高齢者等が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(国等に関する特例)

第24条 国、県、市町村その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第16条から第21条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 略

(国等に関する特例)

第24条 国、県、市町村その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第16条から第22条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第18条の2及び18条の3並びに第22条から第22条の3までの規定並びに次項の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）別表3の項(5)の規定は、平成13年1月1日から適用する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村等	事	市町村等
略		略	
3 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）に基づく事務のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物及び路外駐車場に係る事務で次に掲げるもの (1)～(4) 略 (5) 第18条の2の規定による完了	各 市	3 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）に基づく事務のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物及び路外駐車場に係る事務で次に掲げるもの (1)～(4) 略	各 市
<u>検査</u>			

(6) 略 (7) 略 (8) 略		(5) 略 (6) 略 (7) 略	
4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市及び米子市	4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(7)までに掲げるもの	鳥取市及び米子市
5 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、道路及び公園に係る事務で3の項(1)から(6)までに掲げるもの	各市町村	5 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、道路及び公園に係る事務で3の項(1)から(5)までに掲げるもの	各市町村
略		略	

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後5年以内に、新条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県環境衛生営業審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第66号

鳥取県環境衛生営業審議会条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県環境衛生営業審議会条例(平成12年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第2項の規定に基づき、同法の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議させるため、鳥取県環境衛生営業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。	(設置) 第1条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第2項の規定に基づき、同法の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議させるため、鳥取県環境衛生営業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

第2条 鳥取県環境衛生営業審議会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県生活衛生営業審議会条例</u> (設置) 第1条 <u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関</u>	<u>鳥取県環境衛生営業審議会条例</u> (設置) 第1条 <u>環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関</u>

する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定に基づき、同法の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議させるため、鳥取県生活衛生営業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 略

(2) 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

(3) 略

3 略

する法律（昭和32年法律第164号）第58条第2項の規定に基づき、同法の施行に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議させるため、鳥取県環境衛生営業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 略

(2) 環境衛生関係営業者の意見を代表する者

(3) 略

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第67号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表がない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用の許可）</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>展望室及び展示室</u>（以下「<u>展望室等</u>」という。）</p> <p>(2) <u>多目的ホール及び映像シアター</u>（以下「<u>多目的ホール等</u>」という。）</p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 展望室等利用料</p>	<p>（利用の許可）</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>展望室、展示室及び映像シアター</u>（以下「<u>展望室等</u>」という。）</p> <p>(2) 多目的ホール</p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 展望室等利用料</p>

区 分		単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円

区 分		単 位	金 額
昼	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
間	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
夜	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 250円
間	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 80円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 200円
専用利用			1日につき 12,900円

備考

- (1) この表において「昼間」とは午前9時から午後7時まで（11月から翌年3月までにあつては、午前9時から午後5時まで）をいい、「夜間」とは午後7時から午後9時まで（11月から翌年3月までにあつては、午後5時から午後9時まで）をいう。
- (2) 夜間において一般利用することができる施設は、展望室に限るものとする。
- (3) 専用利用をすることができる施設は、映像シアターに限るものとする。

2 多目的ホール等利用料

区 分	金 額			
	午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料

2 多目的ホール利用料

区 分	金 額			
	午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料

第1多目的ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円
第2多目的ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円
映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円

備考

- (1) 略
- (2) 多目的ホール等を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る利用料は、徴収しない。
- (3) 多目的ホール等を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

第1多目的ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円
第2多目的ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円

備考

- (1) 略
- (2) 多目的ホールを正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る利用料は、徴収しない。
- (3) 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第455号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)第9条第1項及び第2項に規定する課税免除に関する届出書並びに第10条第1項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のように定める。

平成12年 7月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

(表面)

様式第1号

低開発地域工業開発地区における
農村地域工業等導入地区における 県税の課税免除に関する届出書
過疎地域における

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

(法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	資 本 の 金 額			
	事 業 年 度 又 は 年	年 月 日 から 年 月 日まで		
県内事務等	所在地			
	名 称			
	この届出に係る担当者 の職氏名	(電話)		
新增設備	所 在 地			
	工 場 等 の 名 称			
	事 業 の 種 類			
	製 品 名			
工業生産設備等の取得価格	区 分	取 得 価 格 (千円)	新增設備の一部操業年月日	年 月 日
	土 地		新增設備の全部操業年月日	年 月 日
	建物及びその附属設備		管 轄 税 務 署	税務署
	機 械 及 び 装 置		青色申告書提出の有無	有 無
	構 築 物		特別償却適用の有無及び 適用条文	有 無 租税特別措置法 第 条第 項
	車 両 及 び 運 搬 具			
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		設備の新增設に伴う増加雇用者	人
	そ の 他			
合 計				

(裏面)

備考

- 1 この届出書は、新增設した設備を事業の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。
なお、新增設した設備が複数ある場合には、事業所ごと、かつ、事業の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、事業の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。
- 2 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 工業生産設備等の明細書（別紙）
 - (2) 事業計画書及び事業概要
 - (3) 事務所、事業所の平面見取図（土地及び建物の配置が明確なもの）
 - (4) 製造工程図及び設備等の工場内配置図
 - (5) 課税免除を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (6) 土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）
 - (7) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (8) 建築確認申請書の写し
 - (9) 建築請負契約書の写し
 - (10) 建物の引渡書の写し
 - (11) 損益計算書
 - (12) 法人税確定申告書の写し（個人の場合は、所得税確定申告書の写し）
 - (13) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16(1)又は(2)）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
 - (14) 農村地域工業等導入地区における場合は、農村地域工業等導入実施計画書及び増加雇用者の実績を明らかにする関係書類（製造業以外の者に限る。）
 - (15) 増加雇用者の実績を明らかにする関係書類
 - (16) その他必要と認められる関係書類

(3) 機械、装置等

名 称	数 量	取 得 価 額 (千円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数 (年)	取 得 の 方 法	減 価 償 却 開 始 年 月 日	特 別 償 却 の 無	備 考
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
			・ ・			・ ・		
合 計								

備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

様式第2号

過疎地域における県税の課税免除に関する届出書
(畜産業又は水産業を行う個人用)

職 氏 名 様

年 月 日

住 所
氏 名 ㊟

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出者	事業を行った年													
	課税免除に係る所得金額													
事務又は事業所	事業の種類													
	所在地													
課税免除の要件	名称	(電話)												
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	区分													
	自家労力	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	雇用労力													
	合計													①
		$① \times \frac{1}{2} =$					$① \times \frac{1}{3} =$							
摘要														

備考

「自家労力」欄には、事業主又はその同居の親族のうち、この事業に従事した者の延べ労働日数を記載し、「雇用労力」欄には、事業主又はその同居の親族以外の者でこの事業に従事した者の延べ労働日数を記載すること。

(表面)

様式第3号

新産業都市の区域における不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

印

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第10条第1項(第1号)の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)			
請	資 本 の 金 額			
	事 業 年 度 又 は 年	年 月 日 から 年 月 日まで		
者	県内 の事 務所 等	所 在 地 名 称 この届出に係る担当 者の職氏名 (電話)		
	新 増 設 設 備	所 在 地		
		工 場 等 の 名 称		
事 業 の 種 類				
製 品 名				
工 業 生 産 設 備 等 の 取 得 価 格	区 分	取 得 価 格 (千円)	新増設設備の一部操業年月日	年 月 日
	土 地		新増設設備の全部操業年月日	年 月 日
	建物及びその附属設備		管 轄 税 務 署	税務署
	機 械 及 び 装 置		青色申告書提出の有無	有 無
	構 築 物		設備の新増設に伴う増加雇用者	人
	車 両 及 び 運 搬 具			
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品			
	そ の 他			
	合 計			

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、新增設した設備を事業の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。
なお、新增設した設備が複数ある場合には、事業所ごと、かつ、事業の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、事業の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 工業生産設備等の明細書（別紙）
 - (2) 事業の概要及び製造工程図
 - (3) 事務所、事業所の見取図（土地及び建物の配置が明確なもの）
 - (4) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (5) 土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）
 - (6) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (7) 建築確認申請書の写し
 - (8) 建築請負契約書の写し
 - (9) 建物の引渡書の写し
 - (10) 損益計算書
 - (11) 法人税確定申告書の写し（個人の場合は、所得税確定申告書の写し）
 - (12) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16(1)又は(2)）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
 - (13) 増加雇用者の実績を明らかにする関係書類
 - (14) その他必要と認められる関係書類

(3) 機械、装置等

名 称	数 量	取 得 価 額 (千円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数 (年)	取 得 の 方 法	減 価 償 却 開 始 年 月 日
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
合 計						

備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

(表面)

様式第4号

地方拠点都市地域の拠点地区における不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第10条第1項(第2号)の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申 請 者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
	資 本 の 金 額			
	事 業 年 度 又 は 年	年 月 日	から	年 月 日
	県 内 事 務 所 等	所 在 地		
	名 称			
	この申請に係る担当者の職氏名			
設置した 教養文化 施設等又 は産業業 務施設	施 設 の 区 分			
	施 設 の 種 類			
	施 設 の 名 称			
	所 在 地			
	事業の用に供した日の属する事業年度又は年	年 月 日	から	年 月 日
当該施設を構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)の取得価額	区 分	教養文化施設等	取得価額	産業業務施設
		建物及びその附属設備	千円	千円
	構 築 物	千円		
	合 計	千円	千円	
当該施設の敷地の取得日	年 月 日	管 轄 税 務 署	税務署	
当該施設の建設着手日	年 月 日	当 該 施 設 の 取 得 日	年 月 日	

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、一の教養文化施設等又は産業業務施設ごとに提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 不均一課税の適用を受けようとする不動産及び構築物の明細書（別紙）
 - (2) 教養文化施設等又は産業業務施設全体の平面見取図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (3) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (4) 教養文化施設等又は産業業務施設の土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）
 - (5) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (6) 建築確認申請書の写し
 - (7) 教養文化施設等又は産業業務施設の建築請負契約書の写し
 - (8) 建物の引渡書の写し
 - (9) 損益計算書
 - (10) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16(1)又は(2)）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
 - (11) 教養文化施設等に係る承認基本計画の写し又は産業業務施設に係る認定計画の写し
 - (12) 教養文化施設等又は産業業務施設の年次別建設計画及びそれらの実績の概要を明らかにする書類
 - (13) その他必要と認められる関係書類
- 3 「施設の区分」欄には、「教養文化施設等」又は「産業業務施設」のいずれかを記載すること。
- 4 「施設の種類」欄には、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令第2条又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等定める省令第3条第2項各号に定める施設のうち該当するものを記載すること。

(3) 構築物

構築物の名称	数 量	取 得 価 額 (千円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数 (年)	取得の方法	減価償却開始 年 月 日
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
合 計						

備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる建物及びその附属設備並びに構築物について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

(表面)

様式第5号

輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第10条第1項(第3号)の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申 請 者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	県内事務所の所在地 名 称 この申請に係る担当者の職氏名	
設置した 輸入促進 施設	施 設 の 種 類	
	施 設 の 名 称	
	所 在 地	
	事業の用に供した日の属する事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで
当該施設を構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)の取得価額	区 分	取 得 価 額
	建物及びその附属設備	千円
	構 築 物	千円
	合 計	千円
当該施設の敷地の取得日	年 月 日	管 轄 税 務 署 税務署
当該施設の建設着手日	年 月 日	当 該 施 設 の 取 得 日 年 月 日

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、一の輸入促進施設ごとに、施設の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。

なお、一事業所内に複数の輸入促進施設を設置する場合には、事業所ごと、かつ、施設の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、施設の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 不均一課税の適用を受けようとする不動産及び構築物の明細書（別紙）
 - (2) 輸入促進施設全体の平面見取図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (3) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (4) 輸入促進施設の土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）
 - (5) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (6) 建築確認申請書の写し
 - (7) 輸入促進施設の建築請負契約書の写し
 - (8) 建物の引渡書の写し
 - (9) 損益計算書
 - (10) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16(1)又は(2)）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
 - (11) 地域輸入促進計画の写し
 - (12) 輸入促進施設の年次別建設計画及びそれらの実績の概要を明らかにする書類
 - (13) その他必要と認められる関係書類
- 3 「施設の種類」欄には、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第15条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第2項各号に定める施設のうち該当するものを記載すること。

(3) 構築物

構築物の名称	数 量	取 得 価 額 (千円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数 (年)	取得の方法	減価償却開始 年 月 日
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
合 計						

備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる建物及びその附属設備並びに構築物について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

(表面)

様式第6号

中心市街地における不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏 名 様

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第10条第1項(第4号)の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申 請 者	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	
県内 の事 務所 等	所 在 地	
	名 称	
	この申請に係る担当 者の職氏名	
設置した 商業基盤 施設	施 設 の 種 類	
	施 設 の 名 称	
	所 在 地	
	事業の用に供した日の 属する事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで
当該施設を構成する減価償却資 産(所得税法施行令第6条第1 号及び第2号又は法人税法施行 令第13条第1号及び第2号に掲 げるものに限り)の取得価額	区 分	取 得 価 額
	建物及びその附属設備	千円
	構 築 物	千円
	合 計	千円
当該施設の敷地の取得日	年 月 日	管 轄 税 務 署 税務署
当該施設の建設着手日	年 月 日	当 該 施 設 の 取 得 日 年 月 日

(裏面)

備考

- 1 この申請書は、商業基盤施設の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。
なお、複数の商業基盤施設を設置する場合には、施設の用に供した日を含む事業年度又は年の異なるごとに、施設の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 不均一課税の適用を受けようとする不動産及び構築物の明細書（別紙）
 - (2) 商業基盤施設全体の平面見取図（不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。）
 - (3) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
 - (4) 商業基盤施設の土地及び建物の登記簿謄本（公図の写しを含む。）
 - (5) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
 - (6) 建築確認申請書の写し
 - (7) 商業基盤施設の建築請負契約書の写し
 - (8) 建物の引渡書の写し
 - (9) 損益計算書
 - (10) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表16(1)又は(2)）及び償却明細書の写し（個人の場合は、これらに準ずる書類）
 - (11) 基本計画の写し
 - (12) 認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画の写し
 - (13) 商業基盤施設の年次別建設計画及びそれらの実績の概要を明らかにする書類
 - (14) その他必要と認められる関係書類
- 3 「施設の種類」欄には、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第2項各号に定める施設のうち該当するものを記載すること。

(3) 構築物

構築物の名称	数 量	取 得 価 額 (千円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数 (年)	取得の方法	減価償却開始 年 月 日
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
			・ ・			・ ・
合 計						

備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる建物及びその附属設備並びに構築物について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

附 則

- 1 この告示は、平成12年7月21日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、平成12年7月20日限り廃止する。
 - (1) 昭和42年鳥取県告示第586号（県税の不均一課税適用申請書の様式について）
 - (2) 昭和45年鳥取県告示第668号（過疎地域における県税の課税免除に関する条例第3条第1項及び第2項に規定する課税免除に関する届出書の様式について）
 - (3) 昭和47年鳥取県告示第254号（農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の規定による届出書の様式について）
 - (4) 平成6年鳥取県告示第332号（地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例に規定する不均一課税適用申請書の様式について）
 - (5) 平成9年鳥取県告示第697号（不動産取得税の不均一課税適用申請書の様式について）
 - (6) 平成12年鳥取県告示第220号（中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する条例第3条第1項に規定する不均一課税適用申請書の様式について）